

H27年4月以降の時間外保育の標準利用料について

H27年4月に子ども・子育て支援新制度が施行され、新たに保育標準時間認定（11時間）と保育短時間認定（8時間）が創設されたことから、時間外保育の標準利用料を以下のとおりとします。

具体的な利用料は、各施設で決定します。詳細は、各施設にお問い合わせください。

- 1) 利用料は1時間100円を基本としますが、18～19時は開所時間を延長するための経費を考慮し、1時間200円とします。
- 2) 保育標準時間認定（11時間）を受けた子どもについては、現行と変わりありません。
- 3) 階層区分がA・B世帯の子どもが利用した場合の減免措置は、従来どおりとなります。
- 4) 1時間未満の利用料設定は行いませんが、保育短時間認定の子どもが利用できる時間帯を8時30分～16時30分としている施設で、1時間30分の延長保育を利用した場合は150円とします。

※在園児については、卒園までの経過措置として、保育短時間認定に該当する場合でも保育標準時間認定を受けることができます。

時間外保育の標準利用料と利用例

（単位：円）

保育時間		開所時間(7時～18時)										延長時間		
		7時	8時	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	18時	19時
現 行		開所促進	保育時間8時～18時										200円	100円
H 2 7 年 4 月 以 降	標準時間認定	保育時間(標準時間認定)7時～18時										200円	100円	
	短時間認定 パターン1	100円	コアタイム(短時間認定)8時～16時							100円	100円	200円	100円	
	短時間認定 パターン2	—	100円	コアタイム(短時間認定)8時30分～16時30分						100円	—	—	—	
		150円								150円		200円	100円	
短時間認定 パターン3	100円	100円	コアタイム(短時間認定)9時～17時						100円	200円	100円			